

令和7年5月20日更新

令和6年6月28日作成

川崎市環境総合研究所

## 川崎市 市民が一時的に暑さをしのぐ場所「かわさきちょこ涼」運用の手引

### 1 「市民が一時的に暑さをしのぐ場所『かわさきちょこ涼』」設置の基本的な考え方

#### (1) 本手引きの使い方

「一時的に暑さをしのぐ場所」として施設を開放するにあたり、統一的な運用等に関する考え方をまとめたものとして作成したものです。

#### (2) 「一時的に暑さをしのぐ場所」設置の目的

熱中症は、めまいや頭痛など初期の症状が出たときに、体を冷やす、涼しい場所で安静にするなど適正な対処をとることで重症化を防ぐことができます。

暑さが厳しい日は、激しい運動を避ける、不要不急な外出を避けるなど、涼しい室内にとどまることが重要ですが、外出時にめまいや頭痛などを感じる前に、近くの公共・民間施設で一時的に暑さをしのぐことで、熱中症を未然に防ぐことに効果的と考えられます。

地域の公共・民間施設の施設を「一時的に暑さをしのぐ場所」として周知し、外出時に一時的に暑さをしのいだり、一日のうちの一定時間、涼しい場所で過ごす機会を提供するものです。

#### (3) 「一時的に暑さをしのぐ場所」の選定の考え方

市内の施設のうち、一般住民（不特定多数）の利用を念頭においた施設を中心に、次の4つの視点で「一時的に暑さをしのぐ場所」として適当な施設を選定し開放するものです。

##### ① エアコン（冷房設備）があること※<sup>1</sup>

市民に「一時的に暑さをしのぐ場所」として供用するスペースにおいては、エアコンの稼働や温度管理は従来どおりの対応とし、特段の配慮は不要とします。

##### ② 普段から市民が出入り可能な施設であること※<sup>2</sup>

セキュリティや安全面で支障が生じるような施設は、「一時的に暑さをしのぐ場所」の対象外とします。

##### ③ 施設内で水分補給が可能であること

・施設内で水分補給（摂取）が禁止となっている施設は、「一時的に暑さをしのぐ場所」の対象外とします。

・施設側で新たに給水器、自動販売機を設けるなど、水分（飲料）提供に係る新たなサービスは求めないものとします。

##### ④ 施設内に休憩できる椅子等があること※<sup>3</sup>

・「一時的に暑さをしのぐ場所」の休憩スペースには、利用者が休憩できる椅子、広間等が必要と考えますが、基本的には現状の施設・設備をそのまま利用されることを想定します。「一時的に暑さをしのぐ場所」専用の部屋を用意したり、本来目的の利用者と分けして、別途休憩スペースを確保するようなサービスの提供は求めないものとします。

- ※1 空調稼働時期は施設によって異なります。また、設定温度は室内温度が28℃以下を原則としています。
- ※2 施設により、年齢制限や利用可能な曜日、時間は異なります。
- ※3 施設を本来目的で利用される方の使用を優先するため、施設の混雑状況等によっては利用に制限のある場合があります。

## 2 「市民が一時的に暑さをしのぐ場所『かわさきちょこ涼』」の運用の考え方

### (1) 運用期間

6月中旬から9月末まで ※詳細な期間は、年度ごとに決定します。

### (2) 施設への「一時的に暑さをしのぐ場所」の掲示について

当該施設が「一時的に暑さをしのぐ場所」であることを市民に広く周知するために、施設の入口などわかりやすい場所に「一時的に暑さをしのぐ場所」を明示する掲示物の掲出をお願いします。掲出物については、本市（環境局環境総合研究所）で作成・配布します。

掲示物の破損などがあった場合には、環境総合研究所都市環境担当（電話：044-276-8964）に御連絡ください。



### (3) 熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

運用期間中は、施設内に熱中症予防を呼びかける啓発物の配架・掲出に、可能な限り御協力をお願いします。また、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、特に高温が予想されますので、施設利用者への熱中症予防の呼びかけに御協力ください。

なお、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートの発表等に関する情報は、「メールニュースかわさき」や「環境省熱中症予防情報サイト」等から入手できます。

環境省熱中症  
予防情報サイト



メールニュース  
かわさき



### (4) 体調不良者などへの対応

通常の施設利用者への対応と同様、体調不良の方がいる場合には、救急車を呼ぶなど適切な対応をお願いします。

救急車を呼びべきか  
判断に迷った場合は、  
**川崎市救急受診ガイド**  
をご活用ください。



## 「市民が一時的に暑さをしのぐ場所『かわさきちょこ涼』」に関するQ&A

**Q1：どうして「一時的に暑さをしのぐ場所」を供用するのか。**

A1：国では、熱中症対策を強化するため、令和5年5月に気候変動適応法を改正し、改正法第16条の規定に基づく熱中症対策実行計画（令和5年5月30日閣議決定）において、地方公共団体における熱中症対策として、「暑熱を避けるためのエアコンのある施設や場」を確保することなどの施策を位置付けました。

また、熱中症救急搬送者の発生場所を解析すると、「住居」に次いで「路上」の被害者が多く、外出時における熱中症弱者の熱中症予防策の一つとして「一時的に暑さをしのぐ場所」を供用するものです。

**Q2：「一時的に暑さをしのぐ場所」としての供用は、施設の開館日・開館時間での対応でよいか。**

A2：そのとおりです。

**Q3：「一時的に暑さをしのぐ場所」の供用に当たり、施設で何か準備することはあるか。**

A3：施設においては、追加で特段の準備や対応をお願いすることは考えていません。通常業務の中で対応をお願いします。

**Q4：「一時的に暑さをしのぐ場所」としての供用期間を6月～9月とする理由は**

A4：本市における熱中症の月別救急搬送状況を見ると、梅雨明け直後（例年は7月中旬）から急激に気温が上昇するため、救急搬送者数が増加することがわかっています。しかしながら、梅雨明け前でも令和4年6月下旬のように日中の最高気温が35℃以上の猛暑日が観測されたり、令和5年9月のように、9月に入ってから厳しい残暑が続いたりすることがあるため、供用期間は6月～9月が適当であると考えています。

**Q5：「一時的に暑さをしのぐ場所」は、本来目的での利用者と区分して休憩スペースを確保する必要があるのか。**

A5：本来目的で利用する市民と区分して別途休憩スペースを確保できれば理想ですが、多くの施設ではそのようなスペースを確保することは困難と考えられますので、本来目的での利用者と同じスペースを「一時的に暑さをしのぐ場所」として供用していただいで構わないと考えています。

**Q6：館内スタッフによる「一時的に暑さをしのぐ場所」の利用者の監視・見守りは必要か。**

A6：本来目的での利用者と同様の対応で構いません。

なお、「一時的に暑さをしのぐ場所」の利用者から具合が悪い等の申し出がありましたら、本来目的での利用者と同様の対応をお願いします。

**Q 7 : 「一時的に暑さをしのぐ場所」は、誰でも利用可能か。例えば、年齢制限を設けている施設については、供用に当たり年齢制限を設けても構わないか。**

A 7 : 「一時的に暑さをしのぐ場所」は、基本的に誰でも利用可能です。しかしながら、年齢制限など施設利用に条件等が設けられている場合は、「一時的に暑さをしのぐ場所」としての供用においても当該施設利用のルールに従い対応していただいて構いません。

**Q 8 : 施設利用には料金が発生するが、「一時的に暑さをしのぐ場所」の利用目的で来館された方に料金の負担を求めるか。**

A 8 : 施設利用のルールに従った対応をお願いします。

**Q 9 : 施設管理者側で、「一時的に暑さをしのぐ場所」の利用目的で来館された方の受付や人数等の把握は必要か。**

A 9 : 本来目的での利用者と同様の対応で構いません。なお、「一時的に暑さをしのぐ場所」としての利用か否かの把握も必要ないと考えています。

**Q10 : 一時的に暑さをしのぐ場所を利用しに来た方が長時間滞在することについて、どのように対応すればよいか。**

A10 : 熱中症予防としては、市民がエアコン（冷房設備）のある施設に長時間滞在できることが理想ですが、来館者が施設に長時間滞在することで、本来業務に明らかな支障をきたすような場合などにおいては、施設管理者からその方に対して利用時間の目安等の案内や声かけなどをしていただきますようお願いいたします。

**Q11 : 「一時的に暑さをしのぐ場所」として供用可能な施設をどのようにして周知等を図っていくのか。**

A11 : 市ホームページに施設リストを掲載します。各施設においては、対象施設の入口などに「一時的に暑さをしのぐ場所」であることがわかるような掲示してください。